地域企業(自治体)お題解決プログラム 令和3年10月19日(火) 宜野湾市職員による講演資料

宜野湾市の産業振興について

宜野湾市市民経済部産業政策課商工振興係長 安次富 弘明

宜野湾市の産業について(条例制定)

本市の事業者の大多数は中小企業・小規模企業(※①)・小企業(※②)となっております。

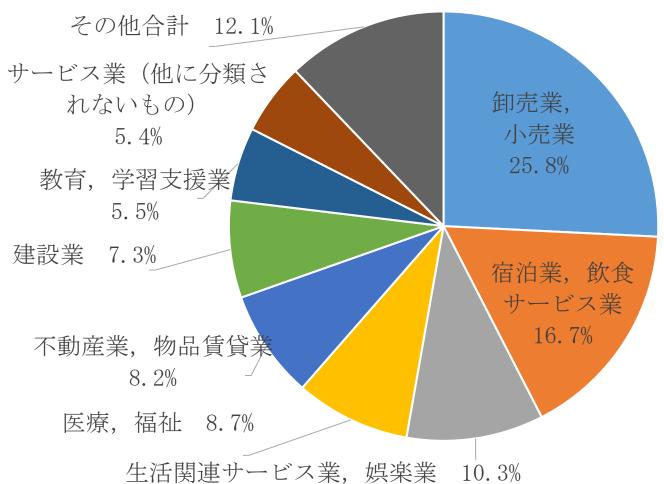
本市は、地域でがんばる中小企業・小規模企業・小企業が今後も意欲を持って活躍していけるように、その振興策の強化と充実を図るため、平成27年7月に「宜野湾市中小企業・小規模企業・小企業振興基本条例」を制定しております。

- ※①小規模企業:製造業等で従業員20人以下、商業・サービス業で従業員5人以下の企業・事業所
- ※②小企業:業種を問わず従業員が5人以下の企業・事業所

◆宜野湾市内の事業所について(業種の割合)

平成28年度経済センサスー活動調査 事業所に関する集計 産業横断的集計

産業大分類別事業所数の割合 (H28年)



その他合計の内訳

学術研究、専門・技術サービス業	4.8%
製造業	2.8%
情報通信業	1.4%
運輸業、郵便業	1.3%
金融業、保険業	1.1%
複合サービス事業	0.5%
農林漁業、鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.2%

◆宜野湾市の取り組み(計画について)

☆第二次宜野湾市産業振興計画(平成31年度~令和5年度)

本計画は二期目の計画で前「宜野湾市産業振興計画」の実施状況、社 会情勢の変化等を踏まえ、市民、事業所、教育機関、各種団体を対象と したアンケートやヒアリング等各種調査を通して、広く貴重なご意見を いただき、本市産業を取り巻く現状や課題を把握して自立した経済基盤 となる強い産業を確立することを目的に、ヒト・モノ・情報が集まる **賑わいあふれ 活気のある 自立した経済の都市(まち)をテーマに**平 成31年3月に策定しました。

4ページ~5ページは第二次宜野湾市産業振興計画の概要版

実現に向けて

本市の産業振興を進めるにあたり、行政、関係団体、事業者、市民・市民団体が基本理念である「ヒト・モノ・情報が集まる 賑わいあふれ 活気のある 自立した経済の都市」を本市の将来都市像として認識し、それぞれが果たすべき役割のもと、相互に連携、協力する協働の取り組みが重要です。そのために、行政、関係団体、事業者、市民・市民団体が一体となり推進していきます。



進行管理

本計画の目標を達成するため、PDCAマネジメントサイクルの考え方のもとで計画の進行管理を行います。

PDCAマネジメントサイクルとは、計画(Plan)→実行(Do)→確認(Check)→改善(Act)という一連のプロセスを回すことで、取り組みを効率的、効果的に実施するための手法の一つです。このように、PDCAを繰り返すことで、本計画をより計画的かつ効果的に運用することを目指します。



宜野湾市 市民経済部 産業政策課、観光農水課 沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1 電話(098)893-4411(代表)

第二次宜野湾市 産業振興計画(概要版)

ヒト・モノ・情報が集まる 賑わいあふれ 活気のある 自立した経済の都市(まち)

産業振興計画とは?

第二次宜野湾市産業進行計画は、2017 (平成29) 年4月に策定された「第四次 宜野湾市総合計画前期基本計画」において産業分野の基本目標として掲げている「地 域資源を活かした、活力あるまち」の実現に向けて策定しました。

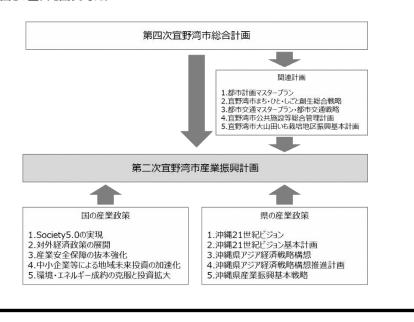
本市産業振興のあるべき姿を明確化するとともに、前計画の実施状況を踏まえ、産業振興、地域経済活性化を図っていくための具体的な取り組み等を示すものです。

計画の期間

計画の期間本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

策定経緯

本計画は、第四次宜野湾市総合計画前期基本計画(2017~2024年度)に位置づけられている「地域資源を活かした、活力あるまち」を実現するための個別計画です。 策定にあたっては、国や県の産業振興に向けた取り組みに留意し、本市における関連計画との整合を図りました。



目指すべき本市の産業都市像

- 県内最大のコンベンション施設や優れた交通アクセス性により、ヒトやモノが集まり易い特性を有しています。
- こうした資源を活用しながら、活力ある宜野湾市を実現していくという視点から、本計画では、以下の産業都市像を掲げました。

ヒト・モノ・情報が集まる 賑わいあふれ 活気のある 自立した経済の都市

企業が育つ活力あるまちづくり

中小企業等また商店街の活性化、創業支援など、地域経済の活性化につながる産業の育成を目指します。

施策1-1 中小企業等の経営に対する支援

- ①中小企業等の活性化と経営基盤強化への支援【重点取組】②生産性向上支援
- ③各業種及び教育機関を含む関係団体との連携強化

施策1-2 商店街活性化(空き店舗活用、スイーツのまち)

①魅力的な商店街・商店づくりの促進【重点取組】 ②観光産業と連携した商店街の活性化

施策1-3 創業支援

①相談窓口の設置 ②創業環境等の支援

施策1-4 情報通信関連産業の創業・発展支援

- ①情報通信関連産業立地の促進【重点取組】②情報通信関連産業の創業・発展支援
- ③高度な技能を有したIT人材の育成支援

課題

- ●事業所は減少傾向にある ●中小企業等が多い ●商店街に活気がない
- ●情報産業の育成企業の受け皿がない

賑わいを生み出すまちづくり

西海岸周辺施設の充実や魅力ある地域資源の活用、あらたな観光コンテンツの創造によりオーシャンフロントリ ゾート地としてのまちづくりを目指します。

施策2-1 既存施設の連携による受入体制の強化

②官野湾マリン支援センターにおけるMICE事業の展開

施策2-2 観光客滞在時間の延伸に向けた取り組み

①多彩なイベント等の振興 【重点取組】 ②市内回遊の仕組みづくり ③新たな観光コンテンツの発掘

施策2-3 国内外から選ばれる都市になるための取り組み

①スポーツコンベンションの誘致

②MICE事業の推進

③観光地環境美化整備及び歓迎ムードの醸成 ④観光危機管理対策

- ●観光客滞在時間の延伸 ●ランドマーク的施設、ホテル、訴求力あるコンテンツ等の不在
- ●「モノ」から「コト」へ消費シフトへの対応

5計3 産業基盤の拡充

交通環境の整備や、公共交通の利用促進、渋滞や駐車場不足への対応、および企業誘致に必要な産業 用地の確保に向けて検討します。

施策3-1 産業振興に向けた交通問題の改善

- ①駐車場不足の改善【重点取組】②交通環境の整備【中長期施策】
- ③公共交通の利便性の向上 【中長期施策】

施策3-2 産業エリアの形成

①産業用地の確保【中長期施策】②企業誘致の促進 ③産業振興中核施設の整備

課題

- ●慢性的な駐車場不足 ●時間帯により慢性的な渋滞が発生 ●公共交通網が脆弱
- ●事業拡大、創業のための適度な広さの土地不足 ●産業・人材の育成の核となる施設が未整備

地域資源と人材の育成・活用

多様な働き方によるワークライフバランスの推進、就業意識向上に対する取り組み、農漁業従事者への支援な どを诵して、市内で働き続けられる環境作りを目指します。

施策4-1 学生等の就業意識向上策

①教育機関と連携した就業意識の向上促進 【重点取組】

施策4-2人材育成・確保の支援

①地域人材と企業とのマッチングの促進

②多様な働き方が可能な環境整備や人材の育成 【重点取組】

施策4-3 ワークライフバランスの促進

①ワークライフバランスの普及促進

施策4-4 農水産業の認知度向上と経営安定化の取り組み

①官野湾ブランド創出

②地産地消の促進 ③農業への経営安定化支援

④水産業への生産体制支援 ⑤農業を担う人材の育成

施策4-5 遊休農地の活用、圃場の確保

①遊休農地の把握

- ●特産品の生産量は大量発注に対応できない ●農家数、農業人口減少による担い手不足
- ●游休地の活用、 圃場の確保 ●農家経営の安定化

※中長期施策 本計画の期間である5年を超えて実施していく取り組みと、今後本市で実施される大きな 事業を注視し、本市の産業の発展につなげていく取り組み。

◆宜野湾市の取組み(産業政策課の補助金について)

①空き店舗対策事業

宜野湾市の商店街等の空き店舗解消と抑制を図り、新たな事業者、魅力ある店舗等を誘致・誕生させ、本市の商工振興と商店街・まちの賑わい創出につなげることを目的とする。 平成15年度からの事業となっているが、平成28年度より市商工会に委託した事で申請事業者の事業計画や資金繰りの精査やアドバイス、補助事業者への補助実施後のアフターフォロー等が図れている。

【補助額】

<家賃補助>

家賃の半額(上限5万円)の最長6カ月間(最大30万円)を補助する。

対象者:市内の空き店舗を利用して営業を開始する事業者

<店舗リフォーム補助>令和元年度より追加

対象者:市内の空き店舗を利用して営業を開始する事業者及び申請の際現に市内において10

年以上賃借により営業している事業者

工事費用の2分の1 上限額は60万円

・店舗の改修を行う事業者に対して、改装費の半額(上限60万円)を補助する。

家賃補助実績:平成30年度 21件、平成31年度(令和元年度)18件、令和2年度 18件 店舗リフォーム補助実績:平成31年度(令和元年度)8件、令和2年度 8件

◆宜野湾市の取組み(産業政策課の補助金について)

②宜野湾市特産品等販路拡大支援事業補助金

市内で事業を営む中小企業者が、県内外において展示会、見本市、物産展等に出展する際の出展費用の一部を補助し、特産品等の宣伝及び販路拡大を図り、本市の商工業振興に寄与することを目的としている。

【補助額】出展費用の2/3【補助限度額】5万円

【対象の出展費用】出展小間料、ブース設営費、その他主催者へ支払いを要する費用等

実績件数:平成30年度 6件、平成31年度(令和元年度)6件、令和2年度 2件

③宜野湾市がんばる商店街活動支援事業

本市のまちの魅力、にぎわい創出に欠かせない商店街の活動を支援し、また、休眠中の商店街組織の再結成と活動再開を促すため、商店街組織が主体となって売上や集客力の向上を中長期的な視点で行う事業(イベント等)に対して補助金を交付し、その活動を支援することを目的とする。(1団体年額50万円以内 通算5年度を限度)

実績件数:

平成30年度 1団体、平成31年度(令和元年度)2団体、令和2年度 3団体

◆宜野湾市のコロナ対策の取組み(令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金活用事業)

①ぎのサポ企業・雇用応援事業

宜野湾市商工会に委託して社会保険労務士や中小企業診断士を配置して頂き、相談窓口を設けている。本市の窓口に融資や国、県、市の補助金の対応職員を配置。

②頑張るじの一ん経済支援事業

☆地域飲食店応援プロジェクト事業

ICTの活用・導入・操作に不安がある事業者に対してハンズオン支援を行い、第2波、第3波の到来時にも飲食店が自らITを駆使し、継続的に営業できるサポート。コロナの影響により、直接・間接的な経済被害を受けている市内事業者に、ICTを活用した経済循環の仕組みづくりの構築、売上増加や販路拡大につなげる支援。(ECサイトの構築等)

- ③**宜野湾市飲食店応援助成金**:市内の飲食店に10万円助成を2回支給
- <u>④セーフティネット認定者応援事業</u>:国・県等融資セーフティネットの認定を受けた事業者に対して10万円助成。
- **⑤ぎのわん中小事業者応援助成金事業**: ③④⑧を含む本市の補助金を受けた事業者以外の方へ10万円助成。

◆宜野湾市のコロナ対策の取組み(令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金活用事業)

- **⑥雇用・就労サポート事業**:新型コロナウィルス感染症の影響を受け、不安定な雇用状態や潜在的な失業状態に陥っている雇用者、就職活動に困難をきたしている失業者、業務量が減り、従業員を休業させざるを得ない事業者などを対象に、キャリアカウンセリング、就労支援や雇用マッチングなどの雇用維持の支援。
- ⑦宜野湾市がんばる商店街活動支援事業 (コロナ対応型):新型コロナウイルス感染拡大の収束後におけるまちの賑わい創出、地域の活性を取り戻すための需要喚起を図る事を目的に、商店街等が主体となって売り上げや集客率の向上を図る事業(感染症拡大予防策(第二波対策含む)、イベント、商店街のPR活動等)に対して上限額100万円を補助した。
- <u>⑧宿泊業等支援事業</u>:宿泊業や貸し切りバス、タクシー、旅行業等の観光関連サービス 業の事業者に対し支援金を2回支給。
- **⑨スマイルクーポン事業**:市内宿泊施設への宿泊客に対し、市内飲食店等で利用可能なクーポン券を配布し、市内事業者への誘客支援。
- **⑩お花でココロを華やかそう事業**:市内の生花店に盛花や花束の作成・配送を依頼し、市内の600事業者へお花を届けして、市内生花店の支援。
- <u>⑪美ら海クリーン活動支援事業</u>:市内19のマリン・ダイビング事業者から、延べ100名が参加し、宜野湾近海の清掃作業を実施。

◆宜野湾市のコロナ対策の取組み(令和2年度 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金活用事業)

- **迎素敵な旅立ちを彩るフラワー事業**:新型コロナウイルス感染症拡大のため、休(園)校や多数の学校行事等が中止や規模縮小となり、普段通りの学校生活が送れなかった児童生徒の卒(園)業生に対し、素敵なお花を贈り、新たな旅立ちを華やかに彩る。
- 本事業を実施する事により、各種イベントなどの激減により厳しい状況の市内花き業者及び花屋の雇用維持と事業の継続を図る。
- ②宜野湾美ら海体験・PR事業:美ら海水中映像制作事業として新型コロナウイルス感染症の感染の収束を見据え、本島周辺地域内でも有数のサンゴ礁が広がる宜野湾市の綺麗な海を映像化した。また、美ら海体験事業として宜野湾市民など約50名に対し、身近にあっても普段体験することのない、海の中を感じてもらうため、ダイビング講習を行い、サンゴの植樹を実施。
- <u>⑭指定管理者支援金事業(宜野湾ベイサイド情報センター、宜野湾マリン支援センター)</u>: 新型コロナウイルス感染拡大予防のため、施設の閉館当や利用の自粛を求め、感染症対策を講じた指定管理者に対して、市民が安心して施設を利用できるように支援金を交付した。
- ◆宜野湾市のコロナ対策の取組み(令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金活用事業)と宜野湾市ふるさと応援寄附金での対応
- ①中小小規模事業者支援事業: 宜野湾市商工会に委託して社会保険労務士や中小企業診断士、IT支援員を配置して頂き、相談窓口を設けている。本市の窓口に融資や国、県、市の補助金の対応職員を配置。

◆宜野湾市のコロナ対策の取組み(令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金活用事業)

- ②高機能換気設備等導入支援事業:新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業所において、市民や観光客が安心して来店できる環境を整備するために、市内の事業者が、換気扇や換気機能付きエアコン等の高機能な換気設備の導入を行う場合、その経費の一部を、宜野湾市ふるさと応援寄附金を活用し予算の範囲内での補助を実施。
- ③ぎのわん元気再生!クーポン&キャッシュレス推進事業
- クーポン事業:市内の取扱店舗等で利用可能なクーポン券を市内の全世帯に発行・配布し、 市民の生活を支援。
- ※市内の全世帯を対象に、世帯人数に応じて、5,000円から20,000円までの額でクーポン券 を発行し、市内の取扱店舗で買い物を行う事ができ、利用期間は令和3年10月1日から12月 末まで。
- <u>キャッシュレス事業</u>:市内取扱店舗等においてキャッシュレス決済による支払いをした方に対しポイント還元し、キャッシュレス手段を使った消費喚起を後押しすることで、市内事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進し、市内経済の循環、市内事業者の生産性向上を図る。
- ※市内の取扱店舗で買い物をしてPayPayでお支払いをした場合、金額の30%のポイントが還元される仕組み。1回の買い物で3,000円相当を上限、期間内に一人当たり12,000円相当を上限にポイント還元が受けられる。利用期間は、クーポン券発行・配布と同時期の令和3年10月1日から12月末まで。

◆宜野湾市にある通り会と商店街について

名称	設立年月	会 員 数	対象地区
ぎのわんヒルズ通り会	平成27年6月	32事業所	普天間、新城、喜友名
COCOふてぃーま商店街	令和元年6月	35事業所	普天間、新城、喜友名、野嵩
宜野湾市いすのき通り会	令和2年6月	16事業所	普天間、新城、喜友名

- ※COCOふていーま商店街については、普天間にあるサンフティーマを運営している㈱ ティ・エム・オ普天間が事務局をしており、普天間の事業者を中心に広範囲の事業者の方達 と一緒にまちの活性化を目指している。
- ※ティ・エム・オ (TMO) とはタウン (街) マネジメント (管理) オーガニゼーション (組織) で商業活性化に向けた街づくり機関の略です。
- ※令和3年度は令和3年6月28日には宜野湾市大山・真志喜・伊佐にまたがる国道58号線沿いの地域においてRoute58通り会を会員13名で結成。

◆宜野湾市補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付 金の活用内容(令和2年度)

名称	がんばる商店街活動支援事業 (50万円)	がんばる商店街活動支援事業 (コロナ対応 100万円)
ぎのわんヒルズ通り会	①新型コロナウイルス感染症対策として自動手指消毒器・消毒液、非接触体温計を配布し、入店時の感染症対策の徹底を図った。	①会員店舗の建物シャッターや壁面等にペイントを施し、カラフルで色彩豊かな通りを創出した。その中には普天間高校美術部もおり、デザイン塗装の施工を依頼し地域若者との接点を構築。
COCOふてぃーま商店街	①環境振興事業の一環として、令和2年7月からレジ袋の有料化に伴い、商店街のオリジナルマイバックを作成・配布し、商店街組織の周知に繋げた。 ②商店街活性化及び集客向上事業として商品券事業を実施。	①全ての会員店舗にマスク、アルコールディスペンサーや非接触型体温計を配布及び「新型コロナウイルス感染症予防対策実施中」の横断幕を作成してお客様が安心して利用できる環境整備を実施。
宜野湾市いすのき通り会	①ホームページの作成、のぼりやフライヤーを発行。結成したばかりの通り会の周知を行った。	①全ての会員にアルコール及びアルコール 台の設置を行い、結成したばかりの通り会 の周知やお客様に対して来店動機となるよ うに宜野湾市いすのき通り会のLINEア カウントを作成。クーポン券を発行。

◆ぎのわんヒルズ通り会 シャッターアート事業(令和2年度)



三つ巴には魔除けや火災除けの意味があり、コロナの早期収束の願いが込められている。 八雲紋は五穀豊穣の意味がある。







◆宜野湾市いすのき通り会(令和2年度)

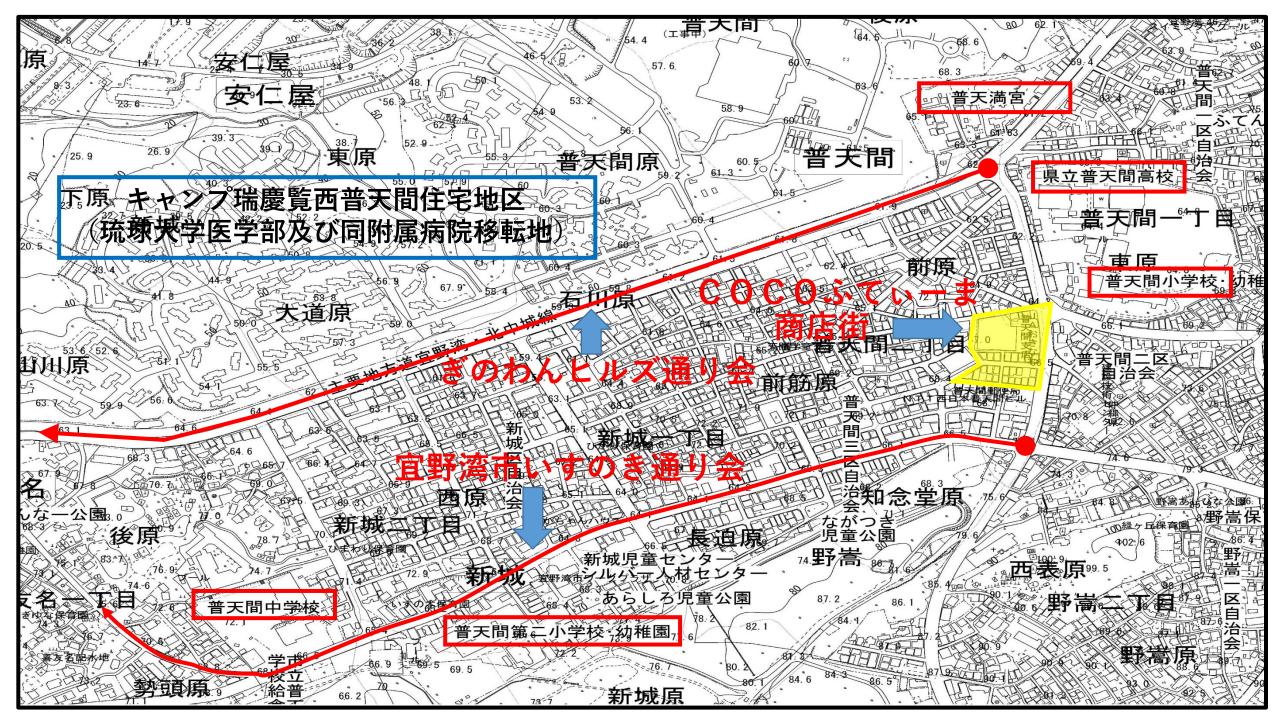


◆COCOふていーま商店街 (令和2年度)



感染症予防対策実施中の横断幕↑ 予防用品一式↓





おまけ ◆宜野湾ベイサイド情報センター (情報通信産業振興施設)

所 在 地:宜野湾市字宇地泊558番地18

建築構造 : 鉄骨造地上5階建

敷地面積 : 1,650㎡、建築面積 656.398㎡、延床面積

3007. 656 m²

内 訳 : 1階 619.506㎡、2階 630.652㎡

3階 572.782㎡、4階 572.782㎡ 5階 572.782㎡、屋上 23.152㎡

ポンプ室 16.000㎡

竣工年月日:平成15年3月31日

(供用開始 平成15年5月2日)



宜野湾ベイサイド情報センターの概要

宜野湾ベイサイド情報センターは本市の情報通信産業施設であり、情報技術による産業振興及び技術集積と市民及び企業の情報通信技術に関する知識及び技術の向上を図ることを目的に平成14年度に建設されたが、18年が経ち設備等は老朽化している。

当施設は平成25年度より指定管理者制度により新しく生まれ変わり、1階が市民向け施設のPCやipadを配置したカフェになり、市が運営した時の3倍以上の利用者数になっている。

2階はインキュベーションブースになっており、情報通信産業事業者の創業支援の場であり、3F~5Fは情報通信産業事業者の入居施設。

また、当施設は本市の創業支援事業計画にも情報通信産業事業者のワンストップ相談窓口として位置付けられている。引き続き、当施設で創業支援や企業立地促進を図ることにより、情報通信産業を発展させることが出来る。

最後に

本日は、宜野湾市の産業振興について、短い時間ですがご説明させていただきました。昨年度は未曾有の危機、新型コロナウイルスが蔓延して私達、産業政策課では数々の企業支援をしてまいりました。

現在は緊急事態宣言も解除されておりますがこれからの未来は 誰もわかりません。今年度の緊急支援はまだ続いてます。

私達はぎのわんが一番といって頂けるような、施策をこれからも考えてまいります。

ご清聴ありがとうございました。